

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を、平成8年4月1日から同年10月1日までの期間は26万円、同年10月1日から10年1月31日までの期間は22万円に訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成10年1月31日から同年2月5日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年2月5日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、平成10年2月5日から同年3月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月1日から10年1月31日まで
② 平成10年1月31日から同年6月20日まで

年金事務所の記録上、私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間①に係る標準報酬月額が実際に支給されていた給与額に比べて低い金額で記録されていることに納得できない。申立期間①について、実際の給与額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

また、私はA社に平成10年6月19日まで勤務していたが、年金事務所の記録上、同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年1月31日となっており、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。申立期間②について、厚生年金保険の被保険者期間

として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②のうち平成10年1月31日から同年2月5日までの期間については、オンライン記録において、当初、A社における申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、8年4月1日から同年10月1日までの期間は26万円、同年10月1日から10年1月31日までの期間は22万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成10年1月31日。現在は、同年3月1日に訂正されている。以下同じ。）の後の同年2月3日付けで8年4月1日に遡って15万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人以外の複数の被保険者についても申立人と同様に10年2月3日付けで遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できるほか、申立人の厚生年金保険の資格喪失日についても、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年1月31日の後の同年2月5日付けで同年1月31日に遡って、資格喪失の処理がされていることが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票の写しにより、当該期間当時、同社は社会保険料を滞納していたことが確認できる上、当該期間において申立人の同社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できるとともに、同社の商業登記簿により、同社は当該期間において法人格を有した事業所であったことが確認できることから、当該期間において、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

さらに、当該期間当時、A社において経理及び社会保険事務を担当していたとする者は、「従業員の報酬額や社会保険適用の決定は社長が行っており、社長以外の者は関わっていない。」と供述していることから判断すると、申立人は同社の社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額及び資格喪失日の遡及訂正処理について、申立人が関与及び同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、当該期間において申立人の標準報酬月額及び資格喪失の処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額（平成8年4月1日から同年10月1日までの期間を26万円、同年10月1日から10年1月31日までの期間を22万円）に訂正することが必要であるとともに、当該期間に係る資格喪失日は、申立人の被保険者資格喪失の処理がなされた平成10年2月5日に訂正し、同年1月31日から同年2月5日までの期間に係る標準報酬月額は22万円とすることが必要である。

- 2 申立期間②のうち平成10年2月5日から同年3月1日までの期間について

ては、オンライン記録において、A社は、同年1月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立人は同社において同年1月31日に資格を喪失したとされているが、前述の申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人は当該期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる上、同僚が所持する当該期間に係る同社の給与支払明細書の写しにより、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できることから判断すると、申立人においても、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認される。

また、前述のA社に係る商業登記簿により、同社は、当該期間においても、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年12月の社会保険事務所の記録（当初、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額）から22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のA社に係る商業登記簿によると、同社は既に廃業しており、事業主に照会しても事業主からの回答は得られないが、当該期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間②のうち平成10年3月1日から同年6月20日までの期間については、前述の申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、前述のA社において経理及び社会保険事務を担当していたとする者は、「平成10年4月以降、会社の経営は苦しく、社員の給与は未払いであったと思うので、保険料も控除していなかったと思う。」と供述している上、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を確認しても、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

このほか、当該期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人のA社における資格喪失日は、平成10年2月5日であったと認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については38万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年10月1日から10年1月31日まで
② 平成10年1月31日から同年2月5日まで

年金事務所の記録上、私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間①に係る標準報酬月額が実際に支給されていた給与額に比べて低い金額で記録されていることに納得できない。申立期間①について、実際の給与額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

また、私はA社に平成10年2月まで勤務したが、年金事務所の記録上、同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年1月31日となっており、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。申立期間②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、オンライン記録において、当初、A社における申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は38万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成10年1月31日。現在は、同年3月1日に訂正されている。）の後の平成10年2月3日付けで9年10月1日に遡って15万円に引き下げられていることが確認できる上、

申立人以外の複数の被保険者についても申立人と同様に10年2月3日付けで遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できるほか、申立人の厚生年金保険の資格喪失日についても、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年1月31日の後の同年2月5日付けで同年1月31日に遡って、資格喪失の処理がされていることが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票の写しにより、同社は、両申立期間当時、社会保険料を滞納していたことが確認できる上、申立人及び同僚の供述から判断すると、両申立期間において、申立人は同社に勤務していたことが推認できるとともに、同社の商業登記簿により、両申立期間において同社は法人格を有した事業所であったことが確認できることから、両申立期間において、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

さらに、両申立期間当時、A社の経理及び社会保険事務を担当していたとする者は、「申立人は役員ではなく、社会保険事務も担当していなかった。」と供述している上、同社の商業登記簿における役員欄にも申立人の氏名は見当たらないことから判断すると、申立人は同社の社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額及び資格喪失日の遡及訂正処理について、申立人が関与及び同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、両申立期間において申立人の標準報酬月額及び資格喪失の処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た38万円に訂正することが必要であるとともに、申立期間②に係る資格喪失日は、申立人の被保険者資格喪失の処理がなされた平成10年2月5日に訂正することが必要である。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円とすることが妥当である。

大分厚生年金 事案 1151

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月から 54 年 8 月までのうちの 4 年間
私は、昭和 47 年 12 月から 54 年 8 月までの間のうちの 4 年間ほど、A 社の従業員として B の工事現場で勤務していたのに、社会保険庁（当時）の記録上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、及び申立人から提出された C 国民健康保険組合が申立人に交付した継続療養証明書の記録等により、申立人は、少なくとも申立期間の一部において A 社に勤務していたものと推認される。

しかしながら、申立人が覚えている同僚二人のうち、申立人が、「A 社に私より先に入社しており、私を同社に紹介してくれた。」と供述する同僚については、申立人と同様に、申立期間の一部において A 社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できるものの、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立人が B の工事現場の同じ班で勤務していたとするもう一人の同僚は、A 社における勤務開始日と厚生年金保険の被保険者資格取得日は一致していない旨回答しているところ、雇用保険の被保険者記録及び前述の被保険者名簿によると、当該同僚は雇用保険の被保険者資格取得日から約 3 年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者で、かつ、雇用保険の被保険者記録が確認できる者のうちの多数の者が、雇用保険の被保険者資格

取得日より後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立期間当時、同社では、必ずしも従業員全員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況もうかがえる。

さらに、申立人がBの工事現場の同じ班で勤務していたとする前述の同僚は、オンライン記録により、当該同僚がA社に係る雇用保険の被保険者資格を取得してから厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの期間においては、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる上、同社は、「申立人に係る勤務状況、厚生年金保険の加入状況等については、当時の資料が無いため不明である。」と回答しているほか、前述の被保険者名簿により被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を確認しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

加えて、前述の被保険者名簿を確認しても、申立期間及びその前後の期間において申立人の氏名は確認できず、被保険者整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1152

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月1日から61年12月31日まで

私は、昭和46年4月1日から平成4年5月31日までA事業所に勤務していた。申立期間当時、同事業所に在籍していた職員は私一人であったため、私は業務全般に携わっており、同事業所の上部機関（B事業所）の指示に基づく自身の社会保険料控除等の事務も行っていった。

申立期間当時、毎年給与は昇給していたのに、申立期間の大部分に係る期間の標準報酬月額は同じ金額が記録されている上、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額に見合う金額となっていないことに納得できない。

調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁（当時）の記録により、申立人がA事業所に勤務していたとする期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は、B事業所に係る被保険者記録として管理されていることが確認できるところ、両事業所は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないため、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認できない旨回答している上、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料を保管していない。

また、申立人は、「A事業所における申立期間の報酬月額及び保険料控除額については、同事業所における申立期間当時の総会資料で確認できると思う。」と主張していることから、C県、D市及び複数のA事業所役員事業所等に総会資料の保管状況を確認したが、いずれの機関等も申立期間当時の当該資料を保管しておらず、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、被保

険者記録が確認できる複数の同僚（B事業所の社会保険事務担当者であったとする者を含む。）に事情を確認しても、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

加えて、前述の被保険者原票のうち、申立人の被保険者原票を確認しても、申立人の申立期間における標準報酬月額について遡って訂正されたなどの不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、特例対象者を記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、申立人は、A事業所に在籍していたのは申立人一人であり、B事業所の指示に基づく自身の社会保険料控除等の事務を行っていた旨主張していることなどから判断すると、申立人は当該規定に該当する可能性がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月頃から同年 12 月 1 日まで

私は申立期間においてA事業所（現在は、B事業所）C課に臨時職員として勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に関する申立人の具体的な供述等から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が、A事業所C課に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B事業所は、「A事業所C課の職員を社会保険に加入させる場合、適用事業所の名称は、『A事業所』以外の名称は考えられない。」と回答しているところ、事業所番号等索引簿によると、A事業所は申立期間においては適用事業所であったことが確認できない上、オンライン記録等によると、「A事業所」の名称を含む別の事業所（A事業所D室）についても、申立期間においては適用事業所であったことが確認できない。

また、B事業所は、「申立期間当時における臨時職員の社会保険の取扱い等については資料が残っていないため不明であるものの、申立期間当時、A事業所に勤務していた者が、臨時職員は社会保険に加入させていなかった旨証言している。」と回答している上、申立人がA事業所C課で同じ臨時職員として勤務していたとする同僚は、「私がA事業所C課に勤務していた時には厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しているところ、オンライン記録において当該同僚の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、オンライン記録により、申立人の夫は、申立期間を含む期間においてE 共済組合員であったことが確認できるところ、当該共済組合から提出された申立人の夫に係る共済組合員台帳の写しによると、申立人は申立期間のうち、昭和 44 年 3 月 12 日以降の期間については申立人の夫の被扶養配偶者であったことが確認できる。

なお、B 事業所が、申立期間当時、A 事業所の管轄であったとする F 事業所は、申立期間中の昭和 44 年 4 月 21 日に適用事業所となったことが確認できるところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立期間及びその前後の期間において、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1154

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月 21 日から同年 12 月 21 日まで
私は、申立期間においてA社（オンライン記録及び商業登記簿ではB社。以下「B社」という。）に勤務していたのに、社会保険庁（当時）の記録上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、平成3年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間において、同社は適用事業所に該当していないことが確認できるところ、申立期間において申立人と同様に同社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる者のうち、複数の者が申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる上、当該複数の者のうちの一人が、「健康保険料及び厚生年金保険料は平成3年7月分の給与から控除され始めた。」と回答している。

また、オンライン記録によると、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社の元事業主及び申立人が覚えている同僚は居所不明等により事情を確認できないほか、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者（いずれも平成3年7月1日資格取得）に事情を確認しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②における標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 平成 6 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私が保管しているA社（現在は、B社）における平成6年11月分の給与支給明細書によると、同年11月分の給与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金事務所の記録上、同年11月に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

なお、仮に前述の給与支給明細書に記載された厚生年金保険料が平成6年10月分の厚生年金保険料として控除されていたとして申立期間①に係る被保険者記録の見直しが認められない場合についても、年金事務所の記録上、申立期間②に係る標準報酬月額は、当該厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額と一致していないので、申立期間②に係る標準報酬月額の記録を見直ししてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人から提出された平成6年11月分の給与支給明細書にはA社とは別の事業所名が記載されているものの、i) 商業登記簿等から判断すると、その事業所とA社は関連会社であったと推認されること、ii) B社の社会保険事務担当者は、「申立人から提出された給与支給明細書は、A社が発行したものである。」と回答していることから判断すると、当該明細書はA社に係る給与支給明細書であり、当該明細書の記載事項は、同社に係る事項であると認められる。

2 申立期間①については、前述の社会保険事務担当者は、「申立人の勤務期間を確認できる人事記録等は保管しておらず、申立人の勤務期間を確認できないが、給与の締日は毎月 15 日であり、平成 6 年 11 月分の給与支給明細書の『出勤日数』欄に『13 日』と記載されていることから、申立人の勤務期間は同年 10 月末頃までであると考えられる。」と供述している上、雇用保険の被保険者記録を確認しても、申立人が申立期間①において同社に勤務していたことを確認できない。

また、前述の社会保険事務担当者は、「A社では、厚生年金保険料は翌月分の給与から控除していた。」と供述している上、申立人はA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を平成 5 年 1 月 16 日付けで取得しているところ、申立人から提出された同社に係る同年 1 月分（申立人の主張及び当該明細書から申立人は平成 5 年 1 月 15 日以前から勤務していたものと考えられる。）及び同年 2 月分の給与支給明細書を確認したものの、申立人の資格取得月である同年 1 月分の給与からは厚生年金保険料が控除されておらず、翌月の同年 2 月分の給与から厚生年金保険料が控除され始めていることが確認できることなどから判断すると、6 年 11 月分の給与支給明細書に記載されている厚生年金保険料は、同年 10 月分の厚生年金保険料であると推認される。

さらに、前述の社会保険事務担当者は、「申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は保管していない。」と供述している上、ほかに、申立期間①において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間②については、申立人は、「平成 6 年 11 月分の給与から控除されている厚生年金保険料が同年 10 月分の厚生年金保険料として控除されていたとして申立期間①に係る被保険者記録の訂正が認められない場合も、年金事務所の記録上、申立期間②に係る標準報酬月額は、当該厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額と一致していないので、申立期間②に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。」と主張しているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

前述の申立人から提出されたA社に係る平成6年11月分の給与支給明細書により、申立期間②に係る厚生年金保険料として、オンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料を上回る保険料が事業主により申立人の給与から控除されていることは確認できるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録における標準報酬月額より低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。